

平成30年度第8回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成30年11月9日(金)  
招集場所 米子市役所 401会議室  
開 会 午後1時30分  
出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員  
9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 13番 高橋敦美委員  
14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員  
19番 吉澤一誠委員  
欠席農業委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員 12番 高西史郎委員(会長)  
出席推進委員 大東清彦委員 影嶋六郎委員 田邊雄一委員 大田正夫委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員  
松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 池口稔委員  
事務局 宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹  
傍聴人 無し  
日 程 1 農地法各条申請地現地調査  
2 会長あいさつ  
3 議事録署名委員の指名  
4 議事  
(1) 農地法各条申請審議等  
ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について  
イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について  
エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答

について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時40分

議長（中本職務代理）

第8回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、議席番号3番の井田委員と議席番号4番の伊塚委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、高西会長、大縄委員、木村委員、大太委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ、番号41の皆生2丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号41の皆生2丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、今後、高齢等で農業経営が困難になるため、近隣に相談したところ、受けてくれる方が見つかったため、譲受人に売買しようとするものです。取得後の経営面積は、50aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

吉澤農業委員

41番の議案について説明いたします。現地調査日は11月5日に私と影嶋推進委員とで行いました。場所は日野川の下の方でこれから整備事業を始める所の場所です。元々この譲渡人さんは相続で半分もらっておって、それをずっと人に頼んで耕作してもらっていたのですが、この度、自分のとこ農家やる人もいないしということで今回の話になったものです。譲受人さんはトラクター、コンバインをもっておられて耕作やっておられますので、特に問題は無いだろうなというふうに思っておりますので、審議の方よろしく願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号42の皆生2丁目から番号45の皆生2丁目について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号42から45の皆生2丁目について、譲受人が同じであるため、一括で説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人の4名が所有する農地について、各々、今後、耕作の規模縮小の意向などから、地元で相談し、一人の譲受人に売買しようとするものです。取得後の経営面積は、72aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

吉澤農業委員

これも先ほどの41番と同じ場所なのですが、日野川の下の新しく整備事業をするといった所です。農家何軒かありますけれど、いずれも跡取りがない、いても農業をしないということで、こういう機会に受けてもらえるなら、ということで今回の話がまとまったものです。地元の方にはいろいろ話してみたのですが、地元の方ではなくて、近くから出作に来ておられる方が引き受けられたと話を聞いています。先ほどの41の件と今回の件ですが、坪単価が〇円くらいと思うのですが、ある意味安いなというような感じでおるんですが、これに係る費用は譲受人さんが持つというようなことも聞いております。特に問題ないと思いますので審議の方よろしく願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号46の彦名町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号46の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、高齢で耕作困難となったため、姪にあたる譲受人に贈与しようとするものです。取得後の経営面積は、134aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

田口推進委員

46番の議案について説明いたします。申請地は彦名町の〇〇近くの〇〇付近の田でございます。2筆、計724平方メートルの農地です。先ほど事務局の説明のとおり、譲渡人は高齢で耕作困難となり、姪にあたる〇〇〇〇さんに贈与を行うものであります。若干補足しますと、元々譲渡人は、先々代の代に近くに分家をしてもらい、その後、田畑の一部を相続し取得したものでございます。耕作は引き続き本家が主体で耕作していました。この度、申請に至ったのは譲渡人が高齢で耕作困難であると同時に、近々〇〇にいる娘さん宅に転居する決断をされたからでございます。11月6日に公本委員と私で現地調査を行いました。今年は家庭の事情もあり耕作してありませんでしたが、草刈り等きちんと管理されていました。諸々諸般の事情を考慮し総合的に判断し贈与はやむを得ないと思っています。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号47の上福原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号47の上福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため、自作地の近隣の農地を売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は、62aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

吉澤農業委員

47番の議案について説明いたします。11月5日に地元の影嶋推進委員さんと現地の方は確認しております。場所的には、前の〇〇があるのですが、あそこから〇〇の方に向かって400mくらい行ったところです。〇〇さんの〇〇があるのですが、あの裏の方になります。今、田んぼが3枚併せて2反5畝ほどなんですけども、道沿いの非常にいい田んぼできちんとしてありました。譲受人さんは、おじいさんとそれからもうちょっとで定年になるという方がやっておられるようなのですが、してくれる人を探しておられたようなのですが、この田んぼのもうちょっと条件の悪い奥の方でやっている方が、こういういい所だったら譲ってもらかということで今回話がまとまったというふう聞いております。今の譲受人さんの方もきちんとしておられますので、特に問題ないだろうなというふうに思っております。審議よろしくをお願いします。

田邊推進委員

それは夫婦ですか。二分の一というのは。

事務局（高田主幹）

ご夫婦です。

議長（中本職務代理）

他に、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号48の赤井手について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号48の赤井手について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、後継者がいない譲渡人が、農地を処分するため、申請地の隣地で耕作している方に売買しようとするものです。取得後の経営面積は、155aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（中本職務代理）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

森中農業委員

48番の議案について説明いたします。田邊推進委員と現地確認をいたしました。場所は箕蚊屋の〇〇と〇〇の間にある田です。渡人は現在、下新印から子どもが彦名町に家があるということで、そこの方に引っ越しをされて、今まで住んでいた家も売りに出されているという状況のなかで所有する農地は、この1筆のみでありまして管理もままならないため、同じ区画内で耕作している方に買ってもらえないか、との相談をしたところ、了承していただき今回の売買に至ったと聞いています。現地確認をしたところ水田としてきちんと管理されておりますので、許可については問題ないと考えますので、審議よろしくお願いたします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、6ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、7ページ、番号85の大篠津町について審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

角農業委員

85番の大篠津町について説明します。今日車で回って見てもらいましたところでは、転用目的は、太陽光発電施設です。10月30日に本池推進委員と現地確認しました。見てもらったとおり、現在はセイタカアワダチソウで10何年も放棄地にした状態です。造成については、現状のままで利用し、雨水の排水は、地下浸透の計画で、浸透処理できない場合は、既設の道路側溝へ流す計画です。雑草対策に防草シートを敷き、パネルの管理や総合的な管理などは、〇〇が管理します。車内でも話しましたが、方向が道路側を、南側を向くということで両隣の民家の了解は得ております。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、大篠津町駅から300メートル以内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。値段的には、反あたりが〇円ということでちょっと高いので業者に聞きますと、大体、今太陽光でペイするのは、造成込みで反あたり〇円というのが現状だそうです。ちょっと高めですけどもまあ有効な土地なので買いましたということだそうです。問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号86の蚊屋から番号87の蚊屋まで一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 森中農業委員

86番と87番の蚊屋について説明します。場所は今日現地調査をしていただきました。仲本推進委員と現地確認しました。転用目的は見えていただいたとおり住宅の建築です。造成計画は、盛土35センチ程度、コンクリートブロック、高さ80センチの壁を設置する計画だということであります。雨水排水については、道路側溝に流す計画でありますが、汚水については、集落排水に流す計画でありますけども、集落排水のマンホールまで、住宅敷地から約40mありまして、そこまでには建設計画者の方で、排水関係者負担で排水をするということで、流すということについては、市の下水道と相談をしたところ計画について問題は無いということでありましたので、そういうことでの申請をしておるということであります。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても、見込みがあることを確認しております。農地区分は、伯耆大山駅から500メートル以内にある農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思いますので、審議をよろしくをお願いします。

#### 議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号88の尾高について審議します。

尾高でございましたので、私の方から説明いたします。

88番の尾高について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、駐車場ということございまして、申請者は書いてございますように〇〇の駐車場が不足したためにここに設けたいということございまして、申請地につきましては、〇〇が近くにありません。その辺から〇〇に向かったちょうど中ほどに尾高の中心地にある〇〇でございます。今日本来ですと現地調査をする予定でございましたけれども、事務局の方からバスの中でもお話ししたとおり道幅が狭くてなかなか行きにくいかなということで、現地には行きませんでした。

たけど、そういうような所でございます。11月5日に尾坂委員と私で現地確認しております。造成計画は、盛土を最高20cm行い、擁壁は高さ30cmのブロックを一段設置します。雨水の排水は、地下浸透となります。それから駐車場でありますので汚水の排水は、ございません。現状に少し転圧したような恰好で経費を安くするというところでございまして、工事期間が少し長めになっているのは、その檀家の方が骨折中とのことで申請の段階で期間を長めにとっていることを聞いております。隣接耕作者同意、実行組合の排水同意は確認しています。ご存じのとおり土地改良区については、未ほ場ですので該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に隣接する区域内10ha未満であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

足立農業委員

お寺の物になるわけですね。

議長（中本職務代理）

はい、そうです。

田中農業委員

現地確認ができないような道幅のところ、駐車場というのは大丈夫なのでしょうか。

議長（中本職務代理）

道幅4mということです。

事務局（高田主幹）

すれ違いができない通りになります。バスはもしすれ違った時はバックでということになってしまいますので。

議長（中本職務代理）

2、3年前には〇〇の近くに転用の案件がありまして向かった経過があったのですが、その時にはなかなかすれ違えないところに入ったこともありましてねえ、そのへんのことも考慮したのだと理解しています。

森中農業委員

区画整理していないので改良区が無いって言われたですけども、土地改良区が、未ほ場で。そうすると、例えばこの田んぼ以外にも未ほ場の所は土地改良区と関係が無い田んぼがまだあるんですか。

議長（中本職務代理）

ほ場整備されていない未ほ場の現地はあります。

田邊推進委員

未ほ場は、土地改良区はタッチせん。

議長（中本職務代理）

未ほ場は、土地改良区の区域に入っていないです。尾高のさっきの神社の周辺とか、それから通常あそこは尾高の右岸の関係で改良区で管理されていますけれども、管理外の所です。

森中農業委員

そういう所があるわけですか。改良区に入っていないという所が。

池口推進委員

淀江もありますわ。

議長（中本職務代理）

転用の関係につきましては、やり易いという要素がありまして、入ってくる業者も出てくるということでございます。

森中農業委員

わかりました。

議長（中本職務代理）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ、議案第3号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、12ページ番号11-1から13ページ11-10を一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

12ページ番号11-1は、借受人の希望による貸付です。

番号11-2から番号11-5は、再設定です。

13ページ番号11-6から番号11-10は、再設定です。

以上、番号10-1から番号10-6は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく  
お願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、16ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号11-1から17ページ番号11-11までを一括して審議しま  
す。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

16ページ番号11-1から17ページ番号11-11まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので10件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で1件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で  
0件、Dは期間満了による更新で0件です。

番号11-1から番号11-11まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろし  
くお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、所有権移転各筆明細について、20ページ、番号11-1を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

20ページ番号11-1は、畑で、所有権を移転する者の希望により売買するものです。取得後は色々な野菜を栽培し、経営面積は、190aとなります。

以上、番号11-1は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

足立農業委員

彦名新田といたら干拓か。

事務局（河野主幹）

はいそうです。

議長（中本職務代理）

他にご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、21ページ、議案第4号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、22ページ番号1から番号4までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

22ページ番号1から番号4は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号4の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

事務局、この使用借権というのは使用貸借権ということでは。

事務局（河野主幹）

申し訳ありません、使用貸借権です。

森中農業委員

山陰農業研究所というのはどういうところか。

事務局（宅和局長）

山陰農業研究所というのは、小麦をされているところでございまして、大山小麦を作っておられます。

森中農業委員

小麦を研究しているわけか。

事務局（宅和局長）

名前は研究所ですけども、農業生産法人です。

池口推進委員

喜多原の奥の方に作っているでしょ。

議長（中本職務代理）

そうしますと事務局の方から文字の訂正を。

事務局（河野主幹）

番号1、番号3、番号4の権利の内容の欄で使用借権の設定とありますのは、使用貸借権設定の誤りです。

議長（中本職務代理）

他にご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして23ページ番号5を審議します。

関係者の田中委員さんの退席を求めます。

事務局説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号5の権利の内容の欄で使用借権の設定とありますのは、使用貸借権設定の誤りです。

23ページ番号5の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

田中委員さんの着席を求めます。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。24ページの農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、25ページから27ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、10件を受理しています。

次に、28ページの農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、29ページの非農地転用現況証明について、6件を証明しています。

次に30ページの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局及に対して、1件を回答しています。

次に31ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

報告は以上です。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していましたが審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

（職務代理による鳥取県農業会議会議員の事務報告）

続きまして事務局の方から。

事務局（日浦係長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（中本職務代理）

他に何かありませんか。

森中農業委員

農業委員会憲章の唱和は、鳥取県に限ってのものか全国的なものか。

事務局（宅和局長）

全国的かどうかは把握しておりません。

議長（中本職務代理）

他に何かありませんか。

これを持ちまして、第8回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時20分